補 助 金 概 要 調 書

補助金名	社会福祉施設整備費等利子補助金			
所管部課	福祉保健部長寿社会課 （TEL 23－5156（直通））			
補助対象者	社会福祉法人			
補助開始年度	平成９年			
交付目的	高齢者社会の到来に伴う介護問題等に的確に対応するため、保健福祉サービス等の目標量や供給体制を定めた老人福祉及び介護保険事業計画等に基づき、施設整備の促進を図っている。しかし、施設設置者には、施設建設に要する費用が大きな負担となっていることから、これを軽減するため、借入金の利子補給金を交付し、施設整備の促進を図ることが必要である。介護老人福祉施設等老人福祉施設の建設に係る借入金償還金の利子相当額の一部を助成する。			
補助金額と過去の補助実績（　）は一般財源額	Ｈ１７年度実績	Ｈ１８年度実績	Ｈ１９年度実績	H20年度予算額
	11,296 千円 (11,296) 千円	10,374 千円 (10,374) 千円	9,453 千円 (9453) 千円	8,532 千円 (8,532) 千円
補助事業の内容	社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から経費の一部を借り入れ、本市において定める社会福祉施設の新設または増改築を行う事業。 補助金の対象となる経費は、借入金の利子に相当する額。当該年度における補助対象経費の額の 1/4 または 1/2 に相当する額を助成する。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	8,532 千円		
	内補助対象経費	8,532 千円		
	補助対象経費の内訳	老人福祉施設建設費利子補給金 14 施設		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	補助対象経費の 1/2、1/4		
	限度額	無		
補助金の財源等	市単独	一般財源 ■	特定財源 □（　　）	
	国県等協調	直接補助 □	国 / 県 / 市 / その他（　　） /	
		間接補助 □	国 / 県 / 市 / その他（　　） /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	対象施設の建設整備についての借入金返済が設置者である社会福祉法人の過重な負担とならないよう経営の安定化に資することができる。			
終期の設定（例外を適用する場合にはその理由等）	平成 34 年度			
その他参考事項（過去の見直しの経過等）	補助対象事業は鳥取県または鳥取県社会福祉協議会の補助を受けるものに限る。 補助対象経費の額の、県は 1/2、市は 1/4 または 1/2 の補助を行う。 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金交付要綱による。 米子市民間社会福祉施設整備費等利子補給補助金交付要綱による。			